

平成26年 藤枝市議会6月定例会

総務文教委員会委員長報告書

(議案審査)

平成26年6月26日

[本 会 議]

総務文教委員会に付託されました、議案7件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第58号議案「専決処分の承認を求めることについて（藤枝市税条例等の一部を改正する条例）」、及び第59号議案「専決処分の承認を求めることについて（藤枝市都市計画税条例の一部を改正する条例）」以上2件について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、いずれも原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、第62号議案「平成26年度藤枝市一般会計補正予算（第2号）」のうち、本委員会に分割付託されました費目について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第63号議案「藤枝市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第64号議案「藤枝市税条例等の一部を改正する条例」について、申し上げます。

初めに、「軽自動車税の改正による増額約2800万円、自動車取得税交付金廃止による減額約6500万円、差し引き約3700万円は地方交付税で調整される制度になっているというのが本当に調整されるか何う。」という質疑があり、

これに対して、「地方財政計画上の歳入歳出の収支不足分を地方交付税として補填する制度となっている。」という答弁がありました。

次に、「軽自動車税の税率引き上げによる増額約2800万円の内訳を何う。」という質疑があり、

これに対して、「平成28年度分から新規検査から13年を経過した軽自動車等について標準税率のおおむね20%の重課分約140万円と、平成27年度分から原付自転車及び二輪車の標準税率を約1.5倍に引き上げた影響額約1600万円、及び平成27年4月以降に取得される新車からの影響額約1100万円を合わせて約2800万円となる。」という答弁がありました。

続いて、討論に入り、

初めに、「市民にとって不可欠の移動手段となっている軽自動車に対して大幅な増税をすることは、市民の立場で賛成はできない。」という討論がありました。

次に、「今回の改正は、地方税法の改正に伴うもので、やむを得ないものであり賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第67号議案「市有財産の取得について（普通消防ポンプ自動車（CD-1型）5台）」について、申し上げます。

初めに、「地域循環型経済が大事という立場から、入札時に地元業者が優先されているか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「業種登録している市内業者、準市内業者を優先的に指名している。」という答弁がありました。

次に、「消防自動車を一括購入とした理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「基本的に通常の売買の場合、単品よりは複数台のほうが、効果が見込めるという判断である。」という答弁がありました。

このほか、特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第68号議案「市有財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車4台）」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。